

## 石川県NPO運営能力向上支援事業（アドバイザー実地指導への助成）Q & A

（Q 1）

この補助金の対象となるアドバイザーは、主にどのような方ですか。

（A 1）

NPOの運営に関する専門知識を有する方です。

たとえば、公認会計士や税理士、司法書士などが挙げられます。

（Q 2）

補助対象経費がアドバイザーの謝金及び交通費となっていますが、アドバイザーからの業務明細書にそのような区分がありません。

謝金や交通費の区分がない場合でも申請できますか。

（A 2）

申請できます。

（Q 3）

アドバイザーへの茶菓代金等は、補助対象経費（謝金）に含まれますか。

（A 3）

茶菓代金等は、補助対象経費に含まれません。

(Q4)

アドバイザーの費用が要領の「補助算定基準」を超えそうなのですが、この場合の補助金額はどうなりますか。

(A4)

以下の例題で説明します。

【例題】

実際にアドバイザー（税理士）に支払う実地指導料：12,000円／時間  
実地指導時間：2時間  
アドバイザー（税理士）：白山市に事務所（最寄駅：松任駅）  
NPO：金沢市に事務所（最寄バス停：香林坊）

このケースでは、謝金・交通費という区分がないので、補助対象経費は、

$$12,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 時間} = 24,000 \text{ 円} \dots\dots\dots \text{A}$$

となります。

また、このケースにおいて、要領で定めている補助算定基準で算定した金額は、要領「5. 補助算定基準」から、

$$\begin{aligned} &(\text{謝金}) 10,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 時間} = 20,000 \text{ 円} \dots\dots\dots \text{①} \\ &(\text{交通費}) \text{松任駅} \sim \text{金沢駅} \sim \text{香林坊} (\text{往復}) 780 \text{ 円} \dots\dots\dots \text{②} \\ &\underline{(\text{補助算定基準で算定した金額}) \text{①} + \text{②} = 20,780 \text{ 円} \dots\dots\dots \text{B}} \end{aligned}$$

となります。

要領6により、アドバイザーに支払う実地指導料である補助対象経費A(24,000円)と、補助算定基準で算定した金額B(20,780円)を比較すると、少ない方の金額であるB(20,780円)が補助金額を算定するための基礎金額となります。

したがって、補助金額は、

$$\underline{(\text{補助金額}) B \times 2 / 3 = 20,780 \text{ 円} \times 2 / 3 = 13,853 \text{ 円}}$$

補助金額は2万円が  
限度です。

となります。

(注) 要領に基づき算定されるため、交付される補助金額が申請額より少なくなることがあります。

(この事業に関する問い合わせ先)  
石川県NPO活動支援センター（担当：長谷川）  
〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番1号 石川県広坂庁舎4階  
TEL 076-223-9558 / FAX 076-223-9559